

## 商店街通りのまち並みの整備イメージ

連雀通り商店街の拡幅後のまち並みの整備イメージです。



# 連雀通り商店街 まちづくりガイドライン

## [まちづくりの取り組み編]

平成 26 年 10 月 6 日策定  
連雀通り商店街活性化研究会

### 連雀通り商店街で新・改築、 テナント入店をお考えのみなさんへ

- 連雀通り商店街は、連雀通りの拡幅に伴い、一定の考え方のもと、地域の方々に親しまれるまち並みづくりが望まれます。
- 望ましいまち並みづくり・商店街づくりのため、まちづくりの羅針盤となる「まちづくりガイドライン」を策定しました。
- 区域内で新築、改築、テナント入店をお考えのみなさんは、本ガイドラインの「まちづくりの取り組み編」の趣旨をご理解の上、周辺と協調したまちづくりにご協力いただくようお願い致します。

## 適用の区域

まちづくりの取り組みの範囲は、以下の地図に示す区域とします。



## 連絡先

連雀通り商店街活性化研究会

会長 松井 寛

三鷹市下連雀 2-16-10-2F

TEL・FAX 0422-47-2121

## 将来の連雀通り改造コンセプト

まちづくりの基本的な考え方を以下のようにまとめました。

### 【 連雀通り「創造のもり」づくり 】

これからの商店街の在り方のモデルとなるまちづくりを目指す

- ・周辺に暮らす人とともに、成長しつづけるもり
  - ・まちを使う人も、お店の人も、通りに対して提案することで、まちを活性化させる
  - ・周囲の多様な施設・資源と関わりながら、人がうれしくなるような空間
- 具体的な下記のキーワードに基づき、まちの特色を考えていきます

### OMOTENASHI

- ・学校や勤め先から帰ってくると店主の笑顔やお店の明かりが迎えてくれる通り
- ・季節の花が咲く通り
- ・文豪たちの記憶、ジブリ美術館、ものづくりの場へ導くフロンティアロード

### IKOI/YASURAGI

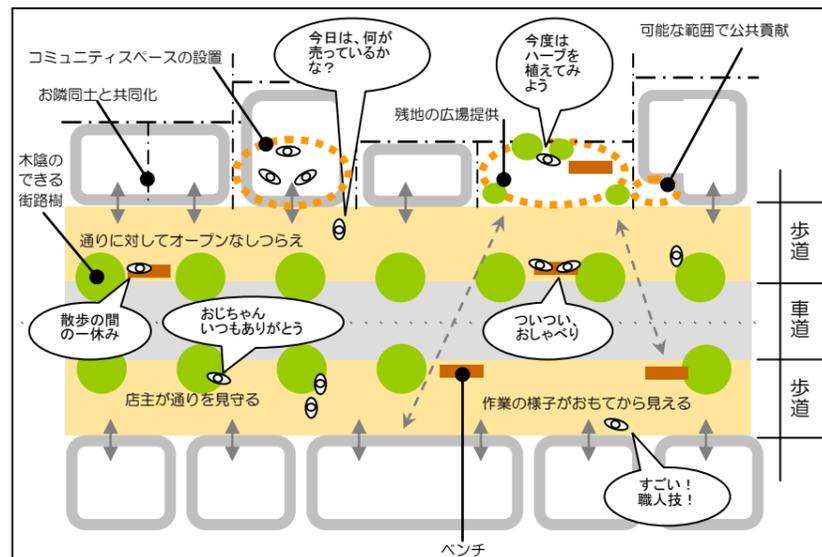
- ・親たちが、楽しく遊ぶ子どもたちを見守りながら憩える通り
- ・ちょっと休める、少し語り合える空間がある通り
- ・ただ通り過ぎるだけでなく、みんなの居場所のある通り

### SODACHI/MANABI

- ・お店の商品や店主の技が見える通り
- ・おとなとこどもの交流のある通り
- ・こどもたちの楽しい声が聞こえる通り

## 商店街通りの整備イメージ

地域密着型商店街としての連雀通りのイメージを示します。



## まちづくりの取り組み

区域内で新築、改築、テナント入店をお考えのみなさんへお願いしたい取り組み内容です。

### [建物に関すること]

- ①1階の店舗利用の推奨**
  - ・できる限り、1階に店舗を配置しましょう。
  - ※店舗があると建物を建てられる容積が増えます。
- ②1階のしつらえ**
  - ・みんなが通りやお店に興味を強くもってもらえるように、できる限り、1階の中が見えるようにしましょう。
- ③店舗のバリアフリー化**
  - ・歩道と沿道の店舗の出入り口は、バリアフリー化を図り、道路と民有地が一体となった整備をしていきましょう。
- ④にぎわいの演出**
  - ・店舗前面は、商品陳列やベンチを置くなど積極的に賑わいの演出を図りましょう。
- ⑤イメージが統一された看板等**
  - ・連雀通り商店街の屋外広告物・看板等は、できる限りイメージの統一を図り、賑わいのある空間づくりに努めましょう。
- ⑥民有地の緑**
  - ・民有地の緑（樹木、草花等）の保全や創出を積極的に行い、できるだけ連雀通りに見えるように配置しましょう。
- ⑦歴史・文化の伝承**
  - ・まち並みの中に、連雀通りの歴史、伝統及び文化を伝える要素をできるだけ取り入れましょう。

### [商店街運営に関すること]

- ①商店街活動への参加**
  - ・連続性のある商店街通りとコンセプトに沿ったまち並みを維持するため、商店街活動に積極的に参加しましょう。
- ②新規店舗について**
  - ・商店街では、ここでいっしょに地域を盛り上げ、一生懸命商売する新規店舗を歓迎します。

### ■参考データ 1

#### ※「三鷹市特別商業活性化地区内における

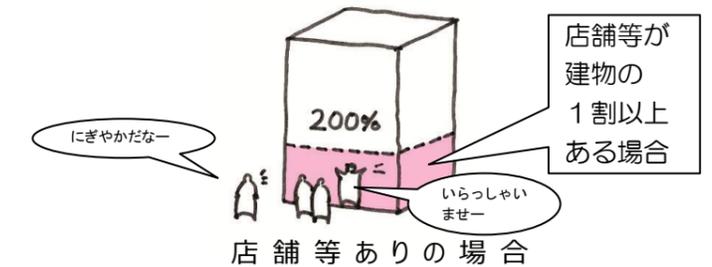
#### 建築制限に関する条例」より

対象となるエリアは、市の特別商業活性化地区の第四種に指定されています。

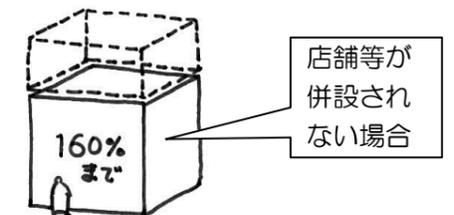
これは、建物の1割以上の店舗等を併設した場合、指定された容積率（200%）まで建築することが可能となるものです。この条例により、店舗等がある場合とない場合では、建てられる建物の容積率が違います。

なお、小規模な共同住宅や個人用住宅は適用除外となります。

（下図参照）



店舗等ありの場合



店舗等なしの場合

### ■参考データ 2（アンケート結果）：

平成25年度の地域生活者アンケート調査で、施設要望が高い業種

#### ・物販店について：

「ドラッグストア」「生鮮食料品専門店」「スーパーマーケット」「パン・菓子店」「ホームセンター」「弁当・惣菜店」「書店・音楽ソフト店」「文具店」など

#### ・飲食店について：

「カフェ」「喫茶店」「家族連れ対応レストラン」「専門レストラン」「ファストフードその他」など

#### ・サービス施設について：

「各種クリニック」「クリーニング」「ネイルサロン」「エステ」など